

戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止に関して、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等による権利ないし法的に保護される利益を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）又は侵害情報に該当する可能性のある情報若しくは侵害情報には該当しないが著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (3) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、情報を正しく取捨選択し、適正な情報を発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(市の責務)

第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策を推進しなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(連携協力)

第5条 市は、第3条の施策を円滑に推進するため、国、県、その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本的施策)

第6条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民等の誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策
- (2) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 被害者になるおそれのある者、被害者及びインターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者に対する相談体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被害者及び行為者を発生させないための施策

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。